

## ○通知カード・個人番号カード（マイナンバーカード）とは

### 【通知カード】

通知カードは、皆様に個人番号（マイナンバー）を通知するもので、平成27年10月5日から住所地に世帯ごとに簡易書留郵便で送付されています。この後、出生等により新たに個人番号が作成された方については、随時送付しています。

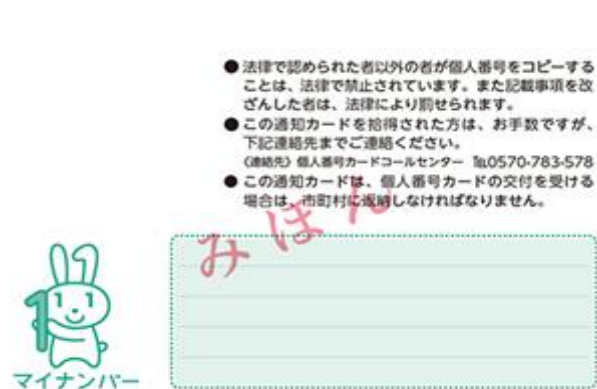
郵便局に転送の手続きをされている方や住所地に不在の方の通知カードは、配達できないため、郵便局から役場に返送され、役場で保管しております。

通知カードは紙のカードで、券面に住所、氏名、生年月日、性別、個人番号が記載されますが、顔写真はありません。本人確認書類として使用することはできません。個人番号を示す必要がある場合で、通知カードを提示するときは、あわせて運転免許証や旅券等の本人確認書類の提示が必要です。

【通知カード表】



【通知カード裏】



### 【個人番号カード】

個人番号カードは券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されたプラスチックカードで、顔写真もついているため身分証明書にもなるカードです。

ICチップが搭載されているため、電子証明（e-TAX など）にも利用できます。

